

## 静岡県とセブン-イレブン・ジャパン 『「静岡県地域あんしん見守り事業」に関する協定』を締結

### 高齢者及び児童、障害者等の見守り活動を推進

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長：井阪 隆一）は、2015年12月17日（木）、静岡県（川勝 平太知事）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として、『「静岡県地域あんしん見守り事業」に関する協定』を締結いたします。

本取り組みは、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、静岡県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとが連携・協力して、高齢者及び児童、障害者等の見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを推進していくものです。

セブン-イレブン・ジャパンは今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

#### 記

1. 協定の名称 『「静岡県地域あんしん見守り事業」に関する協定』
  2. 協定締結日 2015年12月17日（木）
  3. 協定の趣旨  
高齢化や人口および世帯人数の減少が進む中、静岡県とセブン-イレブンが連携し、高齢者及び児童、障害者等の見守り活動を通じて、高齢者が安心して暮らせる街づくりに取り組んでまいります。
  4. それぞれの役割
    - 静岡県の役割
      - ・ 静岡県内の市町および関係機関に対して、本協定の趣旨の周知を図るとともに市町村における取り組みが円滑に行われるよう、助言等必要な支援を行う。
    - セブン-イレブンの役割
      - ・ 店舗営業時やお届けサービスの中で、高齢者及び児童、障害者等の見守り活動を実施し、異変を察知した際は各市町および各関係機関と連携し対応する。
- セブン-イレブンの店舗数 ※2015年11月末現在  
【静岡県内】663店舗、【全国】18,242店舗

以上

## ご参考①

### 「静岡県地域あんしん見守り事業」に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、静岡県地域あんしん見守り事業（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （前提）

- 1 乙は直営店方式又はフランチャイズ方式による、年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下「セブン-イレブン店」といい、直営店方式のセブン-イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン-イレブン店を「加盟店」という。）を展開しており、静岡県内の直営店及び乙の推奨に応諾して事業への参画に同意している加盟店（以下、これらのセブン-イレブン店を総称して「対象店」という。）において、事業に協力するものであることを、甲は確認する。
- 2 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解した上で、甲及び乙は、以下のとおり本書締結をもってこの協定について合意するものとする。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協力し高齢者及び児童、障害者等（以下、「高齢者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における高齢者等に対する見守り体制を構築することにより、高齢者等の異状を早期に発見し、必要な支援の提供につなげることを目的とする。

- 2 この協定は、前項の目的を達するため、事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （責務）

第2条 甲及び乙は、事業の実施にあたって、相互理解による信頼と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものとする。

#### （事業協力の内容）

第3条 対象店は、日常の業務において、お届けサービス等を通じて地域の高齢者等に対し、甲が提供する「見守り手帳」を活用し、対象者を限定せず監視的ではない「さりげない見守り」を行い、何らかの異状を発見した場合には、その状況等を甲又は甲が指定する機関（以下、「指定機関」という。）へ連絡するものとする。

- 2 対象店は、甲又は指定機関への連絡について、日常の業務に支障のない範囲内で行うことができ、連絡に係る費用は、対象店の負担とする。

3 第1項に掲げる異状とは、次に掲げる状態で明らかに日常と異なると感じられる状態をいう。

- (1) 身体に外傷が頻繁にみられる。
- (2) いつも同じ服や、汚れている又は破れている服を着ている。
- (3) 著しい髪汚れや爪の伸びがみられる又は身体からの異臭が感じられる。
- (4) 不自然な時間帯に、1人で歩いているところを頻繁にみかける。
- (5) その他、甲が提供する「見守り手帳」内の記載に例示される、日常と明らかに違う状態

4 甲は、指定機関に対し、対象店から連絡を受けた場合には、提供された情報と、指定機関が保有する当該高齢者等の情報を照らし合わせた上で、当該高齢者等の状況を確認させるようはたらきかけるものとする。

5 甲は、指定機関に対し、当該高齢者等への支援が必要と判断したときは、速やかに支援等に係る活動を実施させるようはたらきかけるものとする。

(見守り協力者名簿への登録)

第4条 この協定の締結をもって対象店を見守り協力者とし、その名簿に登載するものとする。

(公表)

第5条 甲は、対象店の名称等を見守り協力者として、甲のホームページ等により公表する。

ただし、対象店が公表を希望しない場合は、この限りではない。

(免責)

第6条 乙及び対象店は、第3条第1項の規定による連絡ができなかった場合又は遅れた場合であって、高齢者等及びその家族等に生じた問題について、その責任を負わないものとする。

(事業の啓発)

第7条 乙は、甲が行う事業に関する啓発活動に対し、協力を努めるものとする。

(県内市町との連携)

第8条 乙は、甲と連携して事業に協力するに当たり、静岡県に所在する各地方自治体との連携に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲、乙及び対象店は事業に関して知り得た個人情報を、事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この協定終了後も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(協定の破棄)

第11条 乙は、甲に対する申入れによって、この協定を破棄することができる。

2 甲は、乙が事業に協力するにあたり、この協定の規定に違反したとき、又は不適當な事由があると認められたときは、乙に対する申入れによりこの協定を破棄することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月17日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9-6  
静岡県知事

川 勝 平 太

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長COO

井 阪 隆 一

## ご参考②

### ■セブン-イレブンの『高齢者等の支援に関する協定』（個別協定）締結状況

全国 200 自治体（1 府 13 県 186 市町村）で締結（2015 年 12 月 17 日現在）

【都道府県】 1 府 13 県

・石川県	2012 年 3 月 3 日	地域見守りネットワーク構築事業に関する協定
・福岡県	2013 年 11 月 25 日	「見守りネットふくおか」協定
・千葉県	2014 年 7 月 31 日	「ちば SSK プロジェクト」等に関する協定
・宮崎県	2014 年 11 月 14 日	「みやざき地域見守り応援隊」協定
・福島県	2015 年 3 月 26 日	福島県地域の高齢者等の支援に関する協定
・三重県	2015 年 5 月 27 日	「三重県の高齢者見守り」等に関する協定
・長野県	2015 年 8 月 19 日	長野県地域見守り活動に関する協定
・大阪府	2015 年 9 月 18 日	大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定
・山梨県	2015 年 10 月 23 日	山梨県地域の高齢者等の支援に関する協定
・高知県	2015 年 11 月 27 日	高知県における地域の見守り活動に関する協定
・香川県	2015 年 12 月 3 日	高齢者の見守り等に関する協定
・徳島県	2015 年 12 月 3 日	徳島県の地域の見守り活動に関する協定
・兵庫県	2015 年 12 月 11 日	兵庫県 地域見守りネットワーク 応援協定
・静岡県	2015 年 12 月 17 日	「静岡県地域あんしん見守り事業」に関する協定

【市町村】 186 市町村（1 都 1 道 21 県）

### ■セブン-イレブンのネットサービス「セブンミール」の概要

#### ①サービスの内容

毎日のお食事の準備に不便を感じている方や、健康に配慮したいと思われる方へ、事前にお届けするカタログまたは WEB カタログからご注文いただくことで、味や品質にこだわった商品を提供するセブン - イレブンのサービスです。商品のお受取りは「ご自宅等へのお届け」もしくは「セブン - イレブン店舗での受取り」をお選びいただけます。ご注文税込 500 円以上からお届け無料。  
※税込 500 円未満のご注文はお届け料税込 123 円でお届けいたします。  
※全国の約 14,100 店舗で展開。一部店舗、エリアでは実施しておりません。

#### ②サービスの特徴

高齢化社会の進行や単身世帯の増加、女性の就業率の向上等、社会環境が大きく変化している中、日々のお買い物に不便を感じている方や健康管理に気をつけている方へ、管理栄養士の監修により健康に配慮した商品を「1 日分より」「年中無休で」「ご注文の翌日に」ご提供しています。

#### ③会社概要

□社 名 株式会社セブン・ミールサービス  
□代 表 者 代表取締役社長 青山 誠一  
□設 立 2000 年 8 月 7 日（同年 9 月 4 日営業開始）  
□資 本 金 3 億円  
□事 業 内 容 セブン - イレブンのネットサービスの企画・運営等  
□サービスエリア セブン - イレブンの出店地域（店舗周辺）※鳥取県他一部店舗を除く

#### ④商品の一例

□管理栄養士が監修し、野菜の使用量やカロリー、塩分に配慮した「おまかせ御膳（旧日替り弁当）」473 円（税込 510 円）や「すこやか膳（旧お惣菜セット）」473 円（税込 510 円）が人気。  
□上記商品以外にも、セブンプレミアムやカット野菜、お米やペットボトル飲料等、約 1,000 品目を品揃え

○セブン・ミールサービスのホームページ <http://www.7meal.jp/>

以 上